

対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

（令和二年四月三十日文部閣府、総務省、財務省、告示第五号）
内閣府、総務省、財務省、告示第五号）
経済産業省、国土交通省、農林水産省、告示第五号）
厚生労働省、環境省、告示第五号）

最終改正 令和六年八月十六日 告示第七号

（昭和五十五年
建設省、運輸省、厚生省、文部省、農林省、財務省、告示第五号）
内閣府、総務省、財務省、告示第五号）
経済産業省、国土交通省、農林水産省、告示第五号）
厚生労働省、環境省、告示第五号）

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
建設省、運輸省、厚生省、文部省、農林省、財務省、告示第五号） 第四条
の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種と定め、令和二年五月八日から適用する。

別表

一 次に掲げる物の大分類E—製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は搜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。）

ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しよう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

二 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するため特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一一機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二一電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するため特に設計したプログラムに関する小分類三九一ーソフトウェア業

四 細分類〇五一九一その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に

掲げる貨物の大分類E—製造業

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種

イ 大分類E—製造業

- ロ 小分類三九一—ソフトウェア業
 - ハ 小分類七一一—自然科学研究所
 - ニ 小分類七四三—機械設計業
 - ホ 小分類七四四—商品・非破壊検査業
 - ヘ 小分類七四九—その他の技術サービス業
- 七 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

イ 細分類〇五一九一－その他の金属鉱業、細分類二三一九一－その他の非鉄金属第一次製鍊・精製業又は細分類二三二九一－その他の非鉄金属第二次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

ロ イに掲げる事業のために使用する目的の物の大分類E－製造業

ハ ロに掲げる物の小分類九〇一－機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二－電気機械器具修理業

ニ ロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一－ソフトウェア業

ホ 細分類七四五九一－その他の計量証明業

八 次に掲げる建設工事（発注者（建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負つたものに限る。）を行う大分類D－建設業又は当該工事のための調査、測量若しくは設計（発注者（調査、測量又は設計（他の者から請け負つたもの又は委託されたものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負つたもの又は委託されたものに限る。）を行う小分類七四二－土木建築サービス業（土木に係るものに限る。）

イ 海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令（平成十一年政令第百九十三号）に規定する海岸に係る海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理に係る建設工事

口 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設の建設工事

九 次に掲げる物の大分類E—製造業

イ 武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造に使用するため特に設計した素材

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウェハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一—半導体製造装置製造業、小分類二七三一計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七一電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弹性表面波）フィルタ、BAW

(バルク弹性波) フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ データの送受信機能を有するものであつて、複写、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち二以上の機能を有する機械器具（スマートフォン、携帯電話機又はP H S 電話機を除く。）

ヘ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品（同法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであつて、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリソナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリソナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリソナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物

十 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E—製造業

イ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（ディーゼルエンジン（二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフトに限る。）

口 航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）

ハ 主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

十一 細分類〇五三一 原油鉱業

十二 細分類〇五三二 天然ガス鉱業

十三 細分類一六二二三一 圧縮ガス・液化ガス製造業（半導体製造用のヘリウム又は希ガスの製造業に限る。）

十四 細分類一六二九一 その他の無機化学工業製品製造業（半導体製造用のりん化合物又はふつ化水素酸の製造業に限る。）

十五 細分類一七一一 石油精製業

十六 細分類二一七一ガラス繊維・同製品製造業（石英系光ファイバ素線の製造業に限る。）

十七 細分類二一二三一コンクリート製品製造業（数値制御を行うことができる金属工作機械等の

製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）の製造業に限る。）
十八 細分類二二九九一他に分類されない鉄鋼業（金属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金の製造業に限る。）

十九 細分類二三四二一光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）（石英系光ファイバケーブルの製造業に限る。）

二十 細分類二三九九—他に分類されない非鉄金属製造業（金属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金の製造業に限る。）

二十一 細分類二五三一—動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）（数値制御を行うことができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット（以下「N C金属工作機械等」という。）の製造又は補修の用に供される減速機の製造業に限る。）

二十二 細分類二六六一—金属工作機械製造業（数値制御を行うことができる金属工作機械の製造業に限る。）

二十三 細分類二六六三—金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附屬品製造業（機械工具、金型を除く）（数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供されるボールねじ、リニアガイド又はリニアスケールの製造業に限る。）

二十四 細分類二六九四—ロボット製造業（主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造業に限る。）

二十五 細分類二六九九—他に分類されない生産用機械・同部分品製造業（金属の積層造形用の装置の製造業に限る。）

二十六 細分類二八一三—半導体素子製造業（光電変換素子を除く）

二十七 細分類二八一四—集積回路製造業

二十八 細分類二八二一一抵抗器・コンデンサ・变成器・複合部品製造業（積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ又は積層チップインダクターの製造業に限る。）

二十九 細分類二八三一一半導体メモリメディア製造業

三十 細分類二八三二一光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

三十一 細分類二八四一一電子回路基板製造業

三十二 細分類二八四二一電子回路実装基板製造業

三十三 細分類二八九九一その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（S A W（弹性表面波）

ファイルタ、B A W（バルク弹性波）ファイルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

三十四 細分類二九一一発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業（N C金属工作機械等の製造又は補修の用に供されるサーボ機構の製造業に限る。）

三十五 細分類二九一四一配電盤・電力制御装置製造業（N C金属工作機械等の製造又は補修の用に供される数値制御装置又はプログラマブルロジックコントローラの製造業に限る。）

三十六 細分類二九五一蓄電池製造業（車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。）

三十七 細分類二九九九一その他の電気機械器具製造業（武器、電動機、発電機又は医療用機械器

具に用いる永久磁石の製造業に限る。）

三十八 小分類三三一―電気業（原子力発電所を所有するものに限る。）

三十九 以下のいずれかに該当する事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条

の登録を受けるべき電気通信事業に限る。）

イ 細分類三七一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）

ロ 細分類三七一二―長距離電気通信業

ハ 細分類三七一三―有線放送電話業

ニ 細分類三七一九―その他の固定電気通信業

ホ 細分類三七二一―移動電気通信業

ヘ 細分類四〇一三―インターネット利用サポート業

四十 細分類三九二一―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービ
ス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに關
する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出
力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウ
エア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び
環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調
査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的
調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理
(機器構成の変更又は情報の収集等を含む。)を行うソフトウェア・サービス

ホ システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はファイッシングへの防御を
行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

ヘ 日本語入力ソフトウェア・サービス(入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに
限る。)

四十一 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十二号、第十三号、第十六号、第三十九号から第四十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三一パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三一インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一一情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十二 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三一パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三一インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一一情報処理サービス業若しくはイン

ターネット利用サポート業（口に該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらの人をこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対し提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提

供する場合に係るものを除く。）

イ 位置情報

ロ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるもの

ハ 信用情報（資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。）の収集及び他のものに対する信用情報の提供を行う業務を行う機関において取り扱う信用情報

四十三 N C 金属工作機械等を使用するために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一受託開発ソフトウェア業及び細分類三九一三一パッケージソフトウェア業

四十四 細分類四七一一倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）（石油備蓄業に係るものに限る。）

四十五 細分類四七二一一冷蔵倉庫業（石油備蓄業に係るものに限る。）

四十六 細分類五三三一一石油卸売業（天然ガスの卸売業に限る。）

四十七 細分類五五九二一一肥料・飼料卸売業であつてイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粋であるかないとし、肥料の用途に係るものに限る。）

ロ オルトリん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びオルトリん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないとし、肥料の用途に係るものに限る。）並びにこれらの混合物

（肥料の用途に係るものに限る。）

備考　この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従つてある。